

防整技第 7 1 6 3 号  
2 8 . 3 . 3 1  
一部改正 防整技第 1 8 6 3 5 号  
3 0 . 1 1 . 3 0  
一部改正 防整技第 1 4 8 6 8 号  
令和 6 年 6 月 2 6 日

大 臣 官 房 長  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長 殿  
情 報 本 部 長  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に従事する職員に対する技術研修実施要領について(通知)

標記について、別紙のとおり定め、平成 2 8 年 4 月 1 日以降から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛監察監

配布区分：施設整備課長、施設整備官、提供施設計画官

## 第1 趣旨

この要領は、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31。第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関する業務に従事する整備計画局、地方防衛局等（地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）又は名護防衛事務所をいう。以下同じ）の職員（以下「職員」という。）に対して整備計画局が行う研修（以下「技術研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 技術研修の目的

技術研修は、建設工事の実施に関する業務に必要な知識及び技術を習得させることを目的とする。

## 第3 技術研修の基本方針

- 1 技術研修の実施者は、あらかじめ計画を作成し、合理的かつ効率的に実施するとともに、継続的に職員が自己啓発を図れるよう配慮し、前項の目的実現に努めるものとする。
- 2 研修の実施に際しては、被研修者の通常の業務等に配慮し、研修日程の確定及び被研修者の選定を行うものとする。

## 第4 技術研修の区分

技術研修の区分は、次のとおりとする。

### (1) 防衛施設技術研修

- ア 防衛施設初任者研修
- イ 防衛施設初級係員研修
- ウ 防衛施設中級係員研修
- エ 防衛施設初任係長・主任研修
- オ 防衛施設係長研修
- カ 防衛施設専門官研修
- キ 防衛施設補佐研修

### (2) 前号以外で、第2の目的を達成するために必要とし、企画立案される研修（以下「その他の研修」という。）

なお、整備計画局、地方防衛局等及び機関等（大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部又は防衛装備庁をいう。以下同じ。）の技術研修の実施者は、職員の技術力向上のために、第1号及び第2号で規定する研修のほか、各自衛隊や他省庁等が実施する研修に積極的に参加させるもの

とする。

#### 第5 技術研修の実施等

- 1 技術研修全般の管理は、整備計画局施設整備官（以下、「施設整備官」という。）が行うものとする。
- 2 防衛施設技術研修の研修期間、研修実施者、被研修者、主要研修事項及び研修目標の基準（以下「研修内容」という。）は付表のとおりとする。
- 3 施設整備官は、毎年度当初、当該年度において実施する技術研修を確定し、地方防衛局総務部長及び調達部長、地方防衛支局長（東海防衛支局長及び長崎防衛支局長を除く。）にその旨通知するものとする。
- 4 その他の研修の研修内容は、施設整備官がその都度定めるものとする。

#### 第6 技術研修の見直し

施設整備官は、技術研修について、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### 第7 機関等における技術研修

機関等における技術研修については、機関等ごとに実施できるものとする。この場合において、整備計画局は、講師派遣等協力を求められたときは、これに応じるものとする。

#### 第8 その他

本実施要領に定めるもののほか、技術研修の実施に必要な細部事項は、施設整備官が定めるものとする。

## 防 衛 施 設 技 術 研 修 実 施 基 準

| 研 修 名             | 研修期間   | 研修実施者 | 被研修者             | 主要研修事項                       | 研 修 目 標                           |
|-------------------|--------|-------|------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 防衛施設初任者研修         | 3 日間   | 施設整備官 | 新規採用者            | 組織概要<br>建設工事の概要<br>等         | 防衛施設建設業務<br>に関する基本的な知<br>識を習得させる。 |
| 防衛施設初級係員研修        | 約 1 週間 | 施設整備官 | 入省 2 年目程度<br>の職員 | 監督検査業務<br>予算制度<br>契約制度<br>等  | 監督検査業務に必<br>要な知識及び技術を<br>習得させる。   |
| 防衛施設中級係員研修        | 約 1 週間 | 施設整備官 | 入省 4 年目程度<br>の職員 | 設計積算業務<br>予算制度<br>契約制度<br>等  | 設計積算業務に必<br>要な知識及び技術を<br>習得させる。   |
| 防衛施設初任係長・<br>主任研修 | 約 1 週間 | 施設整備官 | 係長昇任直前・<br>直後の職員 | 建設業務全般<br>係長としての心<br>構え<br>等 | 実施課の係長とし<br>て必要な知識及び技<br>術を習得させる。 |

| 研 修 名     | 研修期間   | 研修実施者 | 被研修者      | 主要研修事項                                  | 研 修 目 標                                        |
|-----------|--------|-------|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 防衛施設係長研修  | 約 1 週間 | 施設整備官 | 係長相当の職員   | 計画調整業務<br>法手続き<br>予算制度<br>契約制度<br>等     | 計画調整係長として必要な知識及び技術を習得させる。                      |
| 防衛施設専門官研修 | 約 1 週間 | 施設整備官 | 専門官相当の職員  | 特殊な防衛施設に係る計画調整業務<br>対外調整業務<br>法手続き<br>等 | 対外折衝や高度な技術力を要する工事の計画調整や工事監理等に関する知識及び技術等を習得させる。 |
| 防衛施設補佐研修  | 約 1 週間 | 施設整備官 | 課長補佐相当の職員 | 人事管理<br>組織管理業務<br>計画調整業務<br>事例研究<br>等   | 部下を指導しつつ組織を取りまとめる能力等を啓発する。                     |